

研修室の使用について

1. 研修室の使用については、丹波市立植野記念美術館条例および条例規則により審査を行います。
2. 借用申込みにあたっては、3ヶ月前から3日前までに施設使用許可申請書を提出願います。
※美術館イベントや展示準備等により、ご希望に添えないことがあります。
3. 貸館利用者による物品販売等、営利行為は出来ません。
4. 研修室での飲食は、原則出来ませんので、休憩は喫茶室（休憩室）でお願いします。
但し、一般の来館者も利用される共有スペースとなりますので、ご配慮をお願いします。
厨房への立入りは出来ません。
5. 使用に際しては、研修室内および貸出備品について、破損・汚れ等が生じないように使用してください。異常があったときは、美術館職員まで申し出てください。
6. 使用される設備・備品については、申請時に別紙①をご提出ください。
7. 使用については研修室スペースのみで、倉庫部分は、貸出備品の出し入れ以外には入らないでください。なお、貸館中でも、美術館職員が倉庫内に出入りすることがあります。倉庫扉前に物を置かないようにしてください。
8. コロナ感染防止対策のための消毒液等は、使用者にてご用意ください。室内の消毒作業につきましても、使用者で行ってください。
9. ゴミはお持ち帰りください。
10. 非常時は、美術館職員の避難誘導に従って、安全に避難してください。
11. 研修室使用料は、条例により下表のとおりです。（消費税含む）

区分		単位		金額	
		時間又は1日	冷暖房	市内	市外
研修室	会議等の場合	1時間	使用	470円	780円
			未使用	310円	620円
	展示等の場合	1日	使用	5,440円	9,630円
			未使用	4,190円	8,380円

備考

- 1 「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の施設使用料を適用する。
- 3 施設使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に100分の120を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

※申請時の予定になく冷暖房を使用された場合、使用料の差額分を追加させていただきます。